

徳島県告示第五百五十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、徳島県南部総合県民局美波庁舎において、令和四年九月六日から二週間一般の縦覧に供する。

令和四年九月六日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

道路の種類 県道

整理番号		路線名		区間		新旧の別		敷地の幅員 (メートル)		延長 (メートル)	
301		久尾宍喰浦		海部郡海陽町小谷字中谷 一〇九番八から 同 四三番三まで		同		三・〇〇～一四・七		四四三・〇	
				海部郡海陽町小谷字中谷 一〇九番八から 同 四三番三まで		同		三・〇〇～六三・六		六九・〇	
				海部郡海陽町小谷字中谷 一〇九番八		同		四・六〇～五四・五		七四・〇	
				新		旧					